

学校において予防すべき感染症および出席停止期間基準について

(学校保健安全法施行規則18条、19条より)

類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病) 感染性胃腸炎、ヘルパンギーナなど)	

出席停止扱いの感染症について

学校保健安全法で定められている学校感染症にかかった場合、「出席停止」とし、欠席扱いになりません。医師の指示に従い治療に専念し自宅で静養してください。

これらは、校内における感染拡大防止と、かかった人の健康が回復するまでの治療や休養時間の確保、合併症などの予防を目的としています。感染症の診断を受けた場合、速やかに学校へ連絡をお願いします。

また、治療後、最初の登校日には保護者の申告による「学校感染症罹患報告書」を担任へ提出をお願いします。

感染後の書類手続きについて

1. 感染が確認された時点で、必ず学校に連絡

※新型コロナでは、ご家庭で抗原検査キットにて陽性反応が出た場合にも、必ず医療機関を受診してください。最初は軽くても、人によっては重症化したり後遺症を残す場合があります。体のために受診をお願いします。

2. 感染症にかかったことを証明できる書類提出の準備

- ・「学校感染症罹患報告書」用紙を利用し、必要事項をボールペンでご記入ください。
 - ・受診を証明できるもの(検査結果・領収書・処方薬説明書などの写し)を必ず添付してください。
 - ※医師による証明は必要ありません。受診の際、保護者の方が必要なことを医師に聞きご記入してください。
- また、日・祝日に医療機関を受診した場合、医療機関によっては受診を証明できるもの(検査結果・領収書・処方薬説明書など)がその日に発行されない場合があります。その場合、お忙しいところ申し訳ありませんが後日受け取り、写しを添付してください。
- (「学校感染症罹患報告書」用紙は下記にてダウンロードできますのでご利用ください。)

3. 書類の提出時期

- ・登校可能日以降に「学校感染症罹患報告書」を担任までご提出ください(1週間以内に)。
- ・保護者の判断ではなく、医師により登校許可が出るまでは登校を控えてください。
- ※インフルエンザや新型コロナなどは、医療機関受診の際に、医師に発症日をご確認ください。